

マッカーサーへの投書に見る敗戦直後の民衆意識

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川島, 高峰 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10464

マッカーサーへの投書に見る敗戦直後の民衆意識

川島高峰☆

AN ANALYSIS OF THE JAPANESE LETTERS TO THE GENERAL MACARTHUR

Takane Kawashima

はじめに

占領期、GHQ当局に宛てられた日本人の投書総数は約54万通にも及ぶ⁽¹⁾。この投書資料に先鞭を付けたのが袖井林次郎氏である⁽²⁾。同資料は、マッカーサー記念館（バージニア州ノーフォーク）にマッカーサー自身が気に入って抜粋したものが約3,500通、そしてナショナル・レコードセンター（メリーランド州ストランド）のGHQ/SCAP文書に相当数が収録されている。しかし、これら投書資料に対する分析はその重要性に比し未だ不十分である。袖井氏の先駆的研究の後、東京新聞記者林茂雄氏が投書者10数人を訪ねた取材記を公表したに止まる⁽³⁾。この小論はこうした分析の不足に応え、敗戦直後の民衆意識の再構成を試みるものである。

上記のGHQ文書は現在、その大部分を国会図書館憲政資料室で閲覧することができ、本論でもこれを活用することにした。ここでGHQ文書に見られる投書資料の概要について述べておく。当時、GHQ当局宛の書簡は先ず翻訳通訳部隊（ATIS）で処理され、重要なものについては英文に全訳、それ以外のものは要約がつけられ関係各部局に送られた。従って、投書はGHQの各部局に散見することが出来る。最も量のあるのが副官部（AG）であり、1946年6月～52年2月までのものが収録されている。次いで、参謀Ⅱ課（G-Ⅱ）のファイルに1945年10月から48年3月までの投書を見ることができる。このAG、G-Ⅱの双方はともにマッカーサー元帥宛のものである。これに対し民事局（CAS）には主に1946年後半以降、地方軍政部に宛てられた投書が確認できる。また、国際検察局（IPS）のファイルに1945年11月から46年1月の間に書かれた「ヒロヒト天皇に関する日本人の投書」があることが袖井氏により指摘されている。しかし、残念ながら同文書の閲覧は現在までのところアメリカ国立公文書館に限られ、今回の分析に用いることはできなかった（近く、憲政資料室でも閲覧可能となる）。また、民間情報教育局（CIE）では投書内容の傾向を分析し、1946年1月から47年10月まで17回（不定期。No.17以降の所在不明）の報告書を作成している。これにより当該期の大まかな投書傾向を知ることができる。これ以外にも陳情、請願、告発、声明等々として全ての部局の

☆本学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程1990年入学

ファイルに投書資料を見ることが出来る。

占領軍への投書だけから戦後意識を抽出することには異論もあろう。対象が占領軍へ投書した者に特定化されてしまうからである。この偏りについて、他の書簡資料の可能性について触れておく。第一は日本政府に対する投書であり、東久邇宮が新聞紙上（8月30日発表、翌日報道）で国民に投書と呼びかけたのに寄せられたものである。これには当初「連日四、五十通」（毎日9月4日）であったが、やがて「平均八〇〇通～九〇〇通」⁽⁴⁾に達し、最も多い日で「一日に一三七一通」⁽⁵⁾が来たという。従って、その総計は二万五千～三万通と推定できる。東久邇宮内閣は10月4日の「政治、信教、民権の自由に対する制限の撤廃の指令」を実行不能として総辞職したが、この投書政治は幣原内閣にも引き継がれた。11月7日の毎日新聞によると組閣以来約1カ月で1,000通の投書が寄せられたという。また、1946年、内閣審議室世論調査班が憲法草案に対する意見を呼びかけたところ、3月7日から31日迄の間に1777通の書簡が寄せられた⁽⁶⁾。しかし、残念ながら現在その所在を確認することはできない⁽⁷⁾。第二はGHQの民間検閲部（CCD）の資料である。これはGHQ文書のCISのファイルで見ることが出来る。周知のようにGHQは1945年10月から49年10月まで私信検閲を行ったが、この占領軍の目となり耳となったのがCCDである。検閲官は「全国で約2000名で、1人1日平均70通」を読み、全郵便物の2パーセントが検閲を受けていた⁽⁸⁾。この私信検閲の資料からも世論の動向を知ることが出来る。しかし、当然のことながら書簡そのものは宛先人に郵送されているので殆ど見る事ができない。GHQへの投書、日本政府への投書、そして検閲された私信、この三面から戦後意識の検討が構成されればより完全なものとなろう。この不備についてはいずれかの機会に稿を改めたいと思う。

GHQ当局への投書は占領政策の進展と共に増える傾向にあったが⁽⁹⁾、1945年末までの投書総数は多くとも1,000通を越えず800通前後⁽¹⁰⁾であった。従って、敗戦直後のGHQへの投書は日本政府宛のものに比べるとはるかに少ない。しかし、54万通という数字を想起されたい。これは単純計算しても実に当時の日本人の128人に1人⁽¹¹⁾がGHQに手紙を書いていたことになる。敗戦直後の投書は数こそ少ないものの、国民的な投書行為への原点とも言える。しかも、この様々な投書の文面には世論調査のような数値化された分析からは、到底知り得ない意識の底流を見ることが出来るのである。

I アメリカ化と民主化

敗戦後の民衆意識について、今まで、虚脱とか安堵という言葉が余りにも強調されてきた。こうした民衆意識のステレオタイプ化は戦後意識を「玉音放送」直後の反応としてのみ考察してきた結果である。民衆の戦後意識は天皇だけを機軸に展開していた訳ではない。投書の多くはその宛名に「マッカーサー司令部」と書かれており、民衆のマッカーサーに対する位置付けがよく現れている。ここではアメリカ化と民主化に対する日本人の二つの態度を検討する。

1) アメリカ化と変わり身の早さ

まず「埼玉縣自由黨支部部長」⁽⁴²⁾と名乗る人の投書を紹介しよう。

「あゝ我等国民愛す

君主マッカーサー大元帥陛下を君としたことこそ国民の一条みだれぬ明るい清らかな身体となり生れ
変って米国民と日本国民と手結して行く来たそく⁽⁴³⁾平和米日建設を心底より国民一人々々マッカー
サー元帥に只々念願するのみです」(11月10日)

マッカーサーへの投書に目を通したものは日本人の変わり身の早さに驚かされるであろう。投書の
多くにはこのようなマッカーサー元帥や占領政策に対する称賛が込められ、おおよそ権力者に対し思
い付く限りの美辞麗句が見いだされる。思えば日本人はほんの少し前まで鬼畜アメリカをありとあら
ゆる表現で罵倒してきたのである。しかし、マッカーサーを「君主」、「陛下」と見立て、わざわざそ
のために改行し、日米と言わず「米日」と言うあたりは、戦前の天皇に対する“恐れ多い”、“畏
し”といった対応と差異がない。「一条みだれぬ明るい清らかな身体となり生れ変って」とは“みそ
ぎ”の発想であろうか。こう簡単に反省されてしまったのでは、民主化も何もあったものではない。

しかし、CIE報告書によると、1945年11月15日から12月末までに来た投書282通の中で占領軍並
びに占領政策に関するものが69通あり、その中で「最も頻繁な要望」として12通が「長期にわたる占
領」を求めているという。そして、これらの要望は「(a)通常、10年から30年と期間を明細に指定し、
(b)ほとんどの要望は連合軍が去った時の軍官の反動に対する恐れに基づいており、(c)意見の多くはさ
らに、連合軍の目的を支持する人の不安を和らげ、反動主義を志向するものを挫くために、長期にわ
たる占領が発表されるべきであるとの要望を含む」ものであった。実際の投書ではさらに踏み込んだ
要求が見られる。少し長くなるがその幾つかを見てみる。

「私共は日本の古い官吏現在の官吏の基⁽⁴⁴⁾に働く事は嫌いです

元帥さん日本をアメリカの國にしてよく治めて下さい 天皇もいません。アメリカ人の手で日本
の國が治められたら私共は幸福です」(10月24日付、大阪、豊臣秀吉)

「日本國民は最早自國政府の官僚共のやることにはつくづく飽き飽きして居ります大体國民の八
五％以上は貴國政府の支配下に入ることをどれほど待望してゐるか判りません若し夫れが叶ひません
ならば即時軍政を施き国力の回復を促進さして下さい」(10月23日付、Y. S氏)

「既デニ崩壊消滅セル日本國ヲ今尚ホ存在セルガ如ク心得居ルノガ大井ナル錯誤カト考エラレマス
聯合軍米國占領後ハ即チ之レ准米國々民カト存ゼラレマス准米國民タル以上ハ一切ヲ拳ゲテ米國化ス
ルガ□當タル事ト存ゼラレマス」(10月10日付、K. Y氏)

敗戦後間もない時期に「日本米州論」が現れていたことに驚きを禁じ得ない。これが一部の人の投
書であったにしても、これらの人をして「私共は」、「國民の八五％以上は」と言わしめた心情は決して日本人の国民性や当時の世論と無縁ではない。「聯合軍米國占領後ハ即チ之レ准米國々民」とは日本人の事大主義の現れである。しかし、何よりも大きな要因として「米兵士達の人々が又我々國民に少しもイバラない勝者の態度を以って我々に接しない返って弱者を慰める態度」(12月21日付、I. T

氏)を挙げることができる。そこには「貴國の兵隊さんを目のあたりに見ればこの私の如き頑固な國粹論者でも貴國の方々が大部分神の如き立派な方々であると本當に涙を以て感激」(10月23日付, Y. S氏)するというような草の根的な信頼関係の形成があった。このような信頼があったからこそ、後に投書は54万通へと拡大したのである。

2) 民主化と旧意識

先に触れたアメリカ兵に対する称賛には、「日本人ならばこうはいかないだろう」という意識が潜在していた。高見順はこれをこう回想する。「支那では、どこへ行っても必ず、日本人が支那人に威張っている場面を見かけたものだ。日本人が支那人を殴っている場面は、どこかに必ずあったものだ。〈中略〉日本人が他民族を苛めたのは日本人自身が日本人によって苛められていたからである。」(『高見順日記』9月21日付)。また、占領の長期化の希望は反動勢力への懸念として表明されていたが、その背景には、日本人自身による日本人に対する愚民論とも言うべき見解があった。例えば、「勇敢なる聯合國軍によりて残虐なる日本軍閥を打倒され民衆を多年に恒る壓政より開放され侑も、日本國民の一般心理にをいて軍國主義帝國主義的残滓が多分に包蔵され居り。恐らく國民の七割迄が國家主義を意識的にせよ無意識的にせよ抱き居るものと觀察され升」(10~11月, S. T氏),「最も重要で是非アメリカ人達に知ってもらいたいことは日本大衆の九十九%までは、少なくとも現在までは絶対的に神がかりであり軍國主義であるといふことだ」(10~11月, A. T氏)。

「國民の七割迄」、「大衆の九十九%」といった表現に、先に見た日本米州論の表現を想起した方も多いのではないか。この双方を換言するならば、「國民の大多数は旧意識的で、親米的である」ということになる。また、「旧意識的で、親米的」とは、逆に言うならば、日本人は軍國主義により主体性を、そして敗戦により自信を喪失していたことを意味する。このような日本人の内面に無自覚で、無批判なものは、安易に「一切ヲ拳ゲテ米國化」することで戦後を肯定しようとしたのであろう。

實際、長年にわたる警察国家は、単に人々に恐怖心を内面化させたに止まらず、服従することを習慣にさえしてしまっていた。例えば、千葉陸軍病院からは「負戦以来現在迄、戦争して居る時と同様階級により命令にて自分達衛生兵を働かせ病院長は一人私欲に懸[懸]命です」との訴えがある。衛生兵は看護とは関係のない作業に毎日就かせられ、復員について院長は「命令が来いからと申すのみにして復員に関しては何ら考へてくれず唯々自分の事のみ」であるという。そして、「NP [MP]を派遣して一度内容をしらべて下さいませ 又一日も早く我々衛生兵を自由の身体にして下さいませ。切に々に宜しくお願い致します」(10月25日, 衛生兵一同)と哀願するのである。何故、自分達の手で改革に立ち上がることができないのか? 帰りたいのならば、自主的に帰郷すればよいのではないか? 患者が気掛かりというならまだしも、毎日院長の私用に使われているのである。悲しいかな、軍隊生活は彼等を「命令が来い」と動けない「身体」にしてしまったのである。それにしても、投書にはこの種の「お願い」が多い。闇取引の告発がその典型であるが、身辺の不公正、差別等を告発し、特定の人物の役職・地位からの更迭や追放を訴えるというものが実に多い。

また、この「お願い」の中には希に“弱者の恫喝”とも言うべき訴えが見られる。例えば、「閣下ヲ我々ハ平和ノ救世主ト敬ツテ居リマシタノニ食糧ノコトハ何トモ話サレマセン 我々ハドウセ来年ノ五・六・七月頃ノ端境期ニナツタキ餓死スルナライツソノコトB 2 9ニ焼カレタ様ニ金ノアルモヤ食物ノアルモノダケガ生キ残ルコトノナイ様本当ニ日本ノ全土ヲ焦土スルタメ^(*)着々ト我々同士一同準備ヲシテ居リマス〈中略〉モウ我々ハ日本ガ民主々義ニナルナラナイハ眼中デアリマセンソレヨリ生キルノガ一杯々々デス〈中略〉ドウカ一日モ早く閣下ノ御英断ヲオ願ヒシマス 我々ハ希望ナキ平和デアル 我々ノ同士モ密カニ一千五百万人程オリマス ヤレバヤル決心デアリマス」(11月23日, O. H生)。ここには当時の日本人の窮状が滲み出ている。貧富の差や、不平等を社会構造として把握する視点が欠落しているところでは、自暴自棄な気持ちと「閣下ノ御英断」へのお願いが屈折した交錯を見せる。食生活もおぼつかないのでは、民主化も程遠いのである。しかし、それでも個々人の政治・社会に対する自浄能力の低さが指摘されねばなるまい。要求を組織化し実現して行くような政治的成熟度が著しく欠如していたのであり、それがこの種の「お願い」を生み出すのであった。

ある手紙は「新生日本トカ再建日本トカ云ツテ日本全國民ニ自由ト民主主義ヲ普及浸透セシムルニハ實ニ容易ナラヌ事デ巡查ノ末端ヨリ総理大臣ニ至ル迄眞に^(*)公僕感ニヒタル事ガ何年後ニ実現スルカ」と始まり、そして「最近総司令部デハ人民ノ警察ニ対スル恐怖心ヲ除去スルニハ少クモ六七年ハカ、ルト云フテ居ル点ヨリ見レバツマリハ総司令部ノ御手数ヲ煩ハサナクテハ眞ノ自由ト民主主義普及ハダメカナ嗚呼ナサケナイ」(11月18日, O. M氏)と締めくくられる。これを「建設ノ声」と題したのは痛烈な皮肉であろう。投書には、日本人の主体性を問題視する声が散見できる。問題が国民の政治意識である以上、その対応策というものは容易ではないし、短期間に達成されるべきものでもない。しかし、その殆ど全てが単に問題点を指摘するに止まり、具体的な対策を述べたものはない。むしろ、旧意識という圧倒の多数に対して、どこか諦観的で、そして自嘲的ですらある。このような知識階層の態度は戦後民主化が占領下におこなわれたということに起因するのではないだろうか。戦後民主化は愛国心やナショナリズムといった心情とは全く逆行する中で展開したのである。先の弱者の恫喝もこの被占領心理と背中合わせにあると言えよう。しかし、このような被占領心理をマッカーサーに直接訴えた書簡は数少ない。

「日本人ノ日本ハイツクルンデセウダルマノヨウナ内閣ダランノナイ内閣チツトモ新日本, 自由ノ日本ニハムカナイ内閣デス。腰ヌケ内閣デス。紙ニ書カレタ道德ハ活花ノ法則ノ如ク自然カラ學ンダモノデハアルガ自然ノ何処ニモナイモノデアル。温床ナキ思想運動ハーツノ流行病ヤ突風ミタイナモノデアル。命令服従ダケデ人間ガ生活シタラ人間ノ進化ハ其ノ瞬間ニ止ッテシマフデアラウ。人間ノ自由意志ノ中ニコソソノ微妙ナル□ノ意志ガ現レルノダ 人工的ナ規則ヤ刑罰ガ多クナルコトハ必ラズシモソノ民族ノ進歩ヲ意味スルモノデハナイノデス」(10~11月, 匿名)

戦後民主化を「紙ニ書カレタ道德」、「流行病ヤ突風ミタイナモノ」と言っているこの人物は、日本主義に対しても「日本ガ日本ラシカツタ時ハ何時マデダツタノカ、紀元何年カラ何年マデオイフノカ」と手厳しい。この「匿名」氏、ここまでは実に立派な見解を主張しているのであるが、手紙の後

半になると「軍罰官罰ハモット嚴重ニシナケレバイケマセン」と、「刑罰ガ多クナルコト」を主張しだす。そして、戦時中の軍工場で不正利得を働いていた軍人2名の名前を挙げ、彼等を「殺セ」と言うのである。更には、ローマ字で「Mathukaasakensui banzai warerano kensui bansai」とマッカーサーの称賛まで行う。とても同一人物による書簡とは思えない変貌ぶりなのである。しかし、このような二面性はこの人物一人のものではなく、戦後意識の大きな特徴と言える。そこには明治期の近代化・欧化と類似した点がある。つまり、敗戦により民主化を余儀なくされた点と開国により近代化を余儀なくされた点、脱亜入欧に見られる欧化志向と日本米州論に典型されるアメリカ志向である。両者に共通するのは自己否定や自己批判をすることなく自己変革を遂げようとする願望と、自己変革のためには自己を否定せざるを得ないという屈折である。この双方の狭間で分裂症的な気質に陥った日本人は、しばしば、そのアイデンティティの回復を求め極端に走るのである。

II 戦争責任をめぐる

戦争責任については日本に戦争責任はないとするもの、自分には戦争責任がないという弁明、そして戦争責任者の告発の三つに大別される。全体として戦争責任者の告発が中心となるが、CIEの分析によれば告発された「最も顕著な階層を順に言うと政府官僚、軍人、そして代議士であった」。この順番は、民衆に身近なところで権力を振るった者ほど槍玉に挙げられ、遠のくにつれその追及が緩まるといふ興味ある傾向を示している。「軍人又ハ警察官出身ニシテ現ニ市町村長ノ職ニ在ル者ノ罷免」（11月1日、大阪自由主義党）とあるように、一般に警察、官僚、軍人が三大戦争責任者をなしており、これらが厚い層をなすことにより天皇に対する戦争責任のカモフラージュとなった。ここでは、天皇、軍人、官僚、警察に対する見解を分析し、最後に戦争責任を否定する見解を紹介する。

1) 天皇の戦争責任

一般に戦争責任の追及はその矛先が九重の奥に及ぶことはなく、世論調査においても国民の圧倒的多数は天皇制を支持していた⁽¹³⁾。しかし、自主的な投書では世論調査とは異なる結果を示すことがある。CIEの調査によると11月中旬から1945年末にかけて、天皇制を論じた書簡39通が寄せられていたが、その傾向を次のように要約している。「(1)全ての事例において現在の天皇についてのみ言及しているのか、それとも天皇制について言及しているのか識別することができない。(2)意見は、現状のまま、もしくは改革されるならば天皇もしくは天皇制を支持する人々と、明らかに反対の人々とでほぼ二分される。(3)このように論争の激しい主題については、統治の体制を変革しようとする人々の方が、体制を疑問なしに受け入れる人々よりも盛んに主張を訴えることが予測される」。このうち(3)は世論調査の結果を踏まえてのことだろう。また、(2)には反共の見解だけを示した投書は含まれないので、これを天皇制擁護に数えれば投書でも天皇制支持が反対を上回ると思われる。

(1)にもあるように一般に天皇制を制度として把握する視点が欠落していた。ある婦人は総司令部は

「共産黨の連中と結託して天皇制廃止など云ふ馬鹿々しい与論を無禮たる(??)を論議してゐる」とし、「アメリカと云ふ國の勝手気儘さは今までも戦敗國として仕方ないと半ば齒をくひしばつてこらへて居りましたがもうどうも我慢が出来ません」と言う。そして、「陛下にもし指一本でもさしてゐる私はどんな危険を冒してもマッカーサーを刺し殺してみせる」(12月6日、匿名)と決意を示している。一般的にこうした感情的な傾向は天皇(制)を擁護する見解に多い。これに対し反対の見解は「最も頻繁な批判は天皇は軍国主義の手段であり、温床である」(C I E報告書)という根拠を示すものが中心であった。

先に述べたように敗戦直後期の天皇制に関する投書は国際検察局に回付されており、閲覧が出来たのはこの39通の三分の一に満たない。そこで少し時期が後になるが、1946年2月18日の愛媛県松山市のK. H氏の書簡を紹介する。同氏は天皇の戦争責任を「甲、世界ノ立場カラノ立論」、「乙、日本人ノ立場カラノ立論」に分けて論じている。まず「甲」において、「天皇ハ天皇ノ御名ニ於テ宣戦ヲ布告シ、大元帥トシテ陸海軍ヲ統帥シ戦争ヲ遂行セラレタノデアルカラ最高戦争責任者デアル」として、当時、天皇訴追が免除されたことを「聯合軍ノ公正ヲ疑ハシムルモノデアル」と言う。これに対し「乙」では、「天皇ノ御退位ヲ指令スル程度ニ止メテ頂キ度イ」とし、これにより「天皇制ニ対スル日本人ノ反省ヲ強メ日本民主化ノ促進ニ大ナル効果」が期待でき、「天皇ノ戦争責任問題ガ解決」としている。そして、天皇は「天皇ノ榮譽」を保持するためにも「政治軍事其ノ他一切ノ權力ニ關與セラレズ之ニ超然タル御立場デナケレバナラス」と主張するのである。

“天皇の戦争責任を「程度」の問題としてとらえ、これを退位に止め、天皇制は廃止する事なく非政治化することにより存続する”とは、当時の世論を代表する見解であろう。同氏は天皇主権説を「国民ノ批判力ヲ麻痺サセル阿片」としながら、「天皇ノ榮譽」に執着し、乙の立場を採ったのである。「終戦後深刻ナル煩悶ノ後忠君愛國ノ魔□カラ覚メタ時国家コソハ禍ノ源デアルコトヲ発見シタ」というこの人物にして、なお「阿片」を捨て去ることが出来なかったのである。このことは、普遍的なものを志向しながらも、個別的(日本的)なものとの葛藤に苦しみ、結局は「世界人ノ立場」を採ることが出来ない日本人の姿を象徴している。

2) 軍人、官僚、警察の戦争責任

“軍人”と言っても下は二等兵から上は大元帥である天皇までを指し、“官僚”もまたしかりである。つまり、“身近さ”故にその末端までを戦犯に含めることは、国民全部を戦犯とすることになりかねない。このため、軍人、官僚に対する告発には、しばしばこの戦犯の境界線の定義が現れる。ある者は「全国ケイ察官ノ内、復員軍人、下士官以上ハ軍国主義者デアルカラ之レモスグニヤメサセルコト下士官ハ軍ノ中心ナリ」(12月とのみ日付不祥、差出人名なし)とする。しかし、この一方で「支那ヤ南方ニアル軍人ハ一日モ早クカヘルヨウ骨折ツテ下サイ皆家族ハ心配シテ待ツテ井マス御ネガイシマス」と主張するのである。まさか、下士官以上は復員しなくてもいいという訳ではあるまい。同胞の逸早い帰国は国民の誰もが抱いた思いである⁽⁴⁾。しかし、復員軍人の言動に軍国主義の復活を

懸念する声は各所に聞かれるものであった。CIE調査でも旧軍人に対しては「軍国主義者は地下に潜伏している（時間稼ぎをしている；かつて軍の諸団体に集められた基金を使っている；軍需品工場を買収する組織を設立し、そして政治結社を作ろうとしている）」という批判があった。取り分け、復員軍人が警官や教員に採用されることに批判が多く寄せられた。名古屋市のある易者もこれに反対し、「復員軍人ハ北海道移住其内乱暴者ハ警察ノ乱暴者ヲ加ヘ勿論民間ト雖モ乱暴者ハ□上ノ処分トシ逐次改心復版ノ処分トスルコト炭鉱其他各所ノ勞務ニ使役スルヲ適當ナル処置カト存ジマス」（11月20日、G. K氏）としていた。

官僚に対する不信にもこの反動の懸念があった。CIEの報告書によると「官僚はa. 帝国主義的で、軍国主義的であり、そして民衆の抑圧に参与し、b. 現在では、連合軍当局からの友好を得ようと装うことで自己を守ろうとし、そして、c. 占領が終了したならば手の平を返すつもりでいる」というのが官僚批判の一般的傾向であった。都道府県の官吏、市町村の首長や議員、町内会部落会指導者等が頻繁に批判され、その退職が求められていた。そして、最も身近な官製組織として隣組の廃止を求める声が多い。この官僚に対する批判は、日中全面戦争への突入以降、取り分け総動員体制の強化に始まるものであった。従って、敗戦後の官僚批判は少なくともそれに先立つ八年間、常に世論の底流を形成していたと言える。しかし、こうした「事の善悪の目標を唯單に官吏官吏と社會より評價」されることに異を唱える声が当の官吏から寄せられた。この「某廳判任官」によると、戦中、戦後を通じて「最も生活に苦難を感じたるは下層官吏即ち高等官の下級者及び判任官以下の者」であり、「上層級の高等官（五等以上と断定）は格別に種々と樂なる点」（10月26日、I. H氏）があった。そして、「戦時中各官廳に於て戦争指導者として活躍してゐた所謂中堅人物は、概ね部長級、又は課長級の者」（11月12日、H. H氏）という戦争責任の境界線がひかれる。また、この戦争責任の境界をめぐって「日本の官吏は二十五歳ヨリ十八・九歳位の若い今迄何も悪い事は知らない純情なる少年で國家の政治に当たらせて下さい 今の二十五歳以上の奴等は根上^(*)のくさつた奴等ばかりです」（前掲、豊臣秀吉）といった世代間の不信が現れていた。しかし、この官僚の境界線というのも非常に微妙な位置にある。というのは、戦時体制下とはいへ立身出世を望まぬ者はいなかった筈である。また、敗戦当時の「若さ」も必ずしも当てになるものではない。若い世代ほど軍国主義的な教育によりまさに“純粹培養”されていたからである。

10月4日、GHQは政治・信教並びに民権の自由に対する制限の撤廃に関する覚書を日本政府に交付し、これにより特高警察が解体した。この特高廃止はその境界線が明確なものであったが⁽¹⁵⁾、GHQの処置はまだ手ぬるいという批判が数多くこれに寄せられた。例えば、ある匿名の人物は「聯合軍最高司令部ノオ人好シヨ 愛知県特高警察廃止ノ実情ヲ知ルヤ 重要ナル人物ハ悉ク網ノ目ヲ逃レ取ルニ足ラス人物ノミガ罷免サレテイルデナイカ」とし、秘密警察撤廃が指令された時点で既に他の部課に異動していた重要人物の名前を指摘している。さらに、余程腹に据えかねたのか「日本警察ノ実情ヲ知ラス故アンナ馬鹿ナ事ヲヤツタト思フガ」と前置きし、「特高係ヲ直接指揮監督スルノハ各署ノ署長次席」（日付不祥、差出人中部日本新聞）であると指摘した。また、「解職された特高職員は如

何なる行動」をとっているかについての告発も見られた。自称「大塩平八」氏（11月11日）によれば、依然、警官用の交通「バス」を所持し闇買いに行き、かつての同僚はこれを黙認し、「署長をはじめとして署員はこれらの特高退職者を一般民間に雇入れ方を勧奨し」、「退職の特高員が各方面に慰労金を集めに廻つてゐる」という有り様であった。この投稿者は対策として「罷免した警官は集団を組まして北海道の開拓地拡大に使用する」ことを提案する。

軍人、官僚、警察の戦争責任をめぐる境界線で共通することは、しばしば、それが戦争受益者とそうではない人との間に引かれていた点である。ある自称「下級者」は戦争受益者に対する激しい憎悪を示している。「今迄、富豪な生活をして下の者を動物の様に居た者は焼けて当然です。子を亡して良いのです。財産を失つて結構です悪をすると、当然、神がそうするのでせう。悪魔も多く死んだでせう。B29は神の飛行機でせう。然し、都会地は勿論、大部分見舞てやりましたが、田舎の悪魔は未だ未だ多く有ります」（11月20日）。次の例ではこれがさらに明確に現れる。「聯合軍に於て犯罪者リストは比較的指導的立場にありし者上層部の者のみに止まるのでは 罅きかと存ぜられますが一般民間に於ける戦争受益者（敗戦受益者も含めて）を広く人民投票により之等利得を吐き出させられ度く又は人民審判制の如きものを創設し人民の手によりその不当なる利得を処分すべく御指示下され度く願ひます」（10月21日、K. M氏）。このように境界線の基準は、必ずしも軍国主義的な、或いは非民主的な価値に対する非難として設定されていたのではない。

そもそも、国民の殆ど全てが戦争協力者であると同時に戦争被害者でもあった。このため、自己批判を伴わない戦争責任の追及は、自己や身内について被害者意識ばかりが先行する。例えば、特高廃止によりその従弟が罷免された人は、「心から残酷なる仕打を喜ぶ者はなく否それ処か治維法〔治安維持法〕、治警法〔治安警察法〕の如き悪法は心中なんとか早く取除かれぬものであらうかと念願すらしてゐた者が尠くない」と訴える。そして、「責任はさうした法律〔治安維持法、軍機保護法等〕を作った支配階級（当時の軍官財各閥等）にあるのです命令をされた者は涙を吞んでそれを為したのです」（11月1日、匿名）とその罷免の解除を懇願するのである。

他方、外の者には「炭鉱其他各所ノ勞務」、「北海道の開拓」といった懲罰的な提案に見られるような厳しい態度が採られた。こうした気持ちが一度、上（戦争指導者）に向けられるとしばしば、残酷にすらなる。次に見るのはその典型であろう。「東條に猿轡をはめ帝都をくまなく行進し列車の窓より全國民に謝罪せしむると共に尊族二代卑族十代に及んで其非を覚らしむる為め其隠匿せる全財産家族親類名義のもの全部（内閣在職中不□なる手段を以て得たる財産を分割せる疑あり）を押収すべきであるそれは一見残酷の如くなれど血統を重視する我國の民情を考慮する時貴國の思ひ及ばざ〔り〕し如き処断もあえて異とするものでない」（10月28日、匿名氏）。

戦争が「終わり」、軍国主義者は「非国民」扱いをされることとなったのである。このような感情的な戦争責任者の追及、自己批判を伴わない思考は国民の政治的成熟度と密接な関係にある。このことを高見順は次のように指摘している。「権力を持つと日本人は残酷になるのだ。権力を持たされないと、子羊の如く従順、卑屈。ああなんという卑怯さだ。しかしそれも日本においては、人民の手から

あらゆる権力が剝奪されていたからだ。だから権力を持たせられると、それを振いたくなる。酷薄になる。残虐になる。逸脱するのだ。それは人民の手に権力が与えられていなかったための一種のヒステリー現象だ。可哀そうな日本人」(10月5日)。

3) 戦争責任の否定

当時の新聞を見ると戦争責任の追及は世論でも趨勢であるかのように思われる。しかし、そこには戦争受益者の非難、自己批判の欠如があり、平和に対する罪や侵略行為による加害の認識は希薄であった。また、占領下という状況で戦争責任という考えを批判することは困難であった。ここでは戦争責任の否定、あるいは批判を述べた数少ない見解を紹介しよう。

まず、当時の警察官僚の考え方を代表するものとして、元岐阜県警察部特高課長中村隆則の見解を紹介する。特高廃止については「微細の點に至る迄中央の指示があり地方廳に於ては機械的に之を適用するに過ぎなくしかもそれに違反する處分は中央に指揮を受けてなされるものであります」とし、罷免は「各縣特高課長以上としその他の下僚は警察に於ける他の部門へ轉屬せしめる様懇願して止まない」としている。部下思いと言えはそれまでだが、部下には職務上の責任しかないというのであれば、上司の責任はどのように理解されているのであろうか。これについて、当時、総司令部が用いた「秘密警察」という表現について、「被疑者を正式の裁判に附することなく事件を闇から闇へ葬つて処分して終ることが処謂秘密警察」であり、日本では「検事の令状により拘引し正式の裁判をへて判決が下されるのであつて裁判には弁護人が附せられ控訴も許されてゐるのであります。秘密警察とするのは當て嵌らない」と主張する。つまり、合法的に取締まったのだから秘密警察ではないというのである。次いで、敗戦後、「飽く迄も抗戦すべしとなす過激分子があり其の態度は聯合軍の平和進駐を迎へるに當つて最も憂慮された問題」であったことを指摘する。そして、「全國の特高警察官は降伏後の激動期に於いて一命を賭して進駐軍の平和進駐のために盡力しその努力により今日に至る迄聯合軍の進駐を迎へるに當つて大過なく過し得て來てゐる」と主張する。「この功績は高く評價さるべきもの」であり、罷免は「上司の判断の誤謬と失策を何等の責任もなく寧ろ現在に於いては功績ある特高警察官に迄轉嫁するもの」とさえ言うのである。職務上とか、法に照らしてとはいかにも官僚的な思考である。国民に対する責任を感じているような口吻はみじんも読み取ることが出来ない。それどころか「平和進駐」の「功績」をマッカーサーに訴えるとはなんとしたことか。強者におもねるとはこのことである。

次に取り上げるのは、恐らく戦争責任に対する当時の日本人の本音であろう。それは平和に対する罪が何故日本にだけ負わされねばならないのかという意識である。この「欧米本位の平和」に対する批判は戦前においては顕在的に、そして占領下においては潜在的に常に存在してきた。ここではその底流にある意識がマッカーサーへの抗議として現れた希な例を紹介しよう。

「アメリカ人は本気で自國に戦争の責任はないと信じ居れるやアメリカ人には戦争犯罪者がいないと信ずるや反省し神に謝せよ、日本は戦に負けたが負けた國ばかり悪いので勝つた國は責任ないのです

か 日本人を民主國家にしてやる等と頼まれもせぬのに余計な事に氣を配るより自國內の黒人を□□に取扱つたり支那人等の移民の差別待遇を止めたら如何です 人類には原子爆弾は有効かも知れませんが神様にはどんなもんですかね 神をおそれよ〈中略〉日本人はアメリカの御陰で軍人禍を除かれこの点は幸福に思つとるが軍人が日本の代りにアメリカ軍人にのさばられて居るのでは民衆は不満にて一足飛びに共産化せんとしとるアメリカ軍はよい気持ちで他國人を裁く前に伏して神に謝せよ日本の都市に空より放火した賠償として食物を早く持ち来れ〈中略〉

犯罪人検挙に小生もお手傳ひ致しましょう

- 1 ローズベルト 目下煙獄に有り神の審判を受けつゝあり
- 2 スターリン ヨーロッパ優異^(マ)日ソ中立条約違反
- 3 原子爆弾發明者並に使用者 人類の敵也但シ命令により投彈せるものを除き發明者並に広島、長崎に投彈を命じたる者
- 4 日本都市爆撃非武装市民(女子、子供を含む)殺害者命令せる者全部、但シ学校病院等を爆撃銃撃せる後撃墜せられ圖々しく落下傘にて降下せる悪魔の一部は日本側にて協[極?]力処分済に付きアメリカの人数は省畧出来、日本側に感謝せよ

(12月10日, S. H氏)

確かに日本の侵略だけを問題とするのは片手落ちであり、戦前、戦後を通じて「欧米列強の侵略」は先勝国であるが故に免罪されてきた。このため、日本の侵略のみを告発するような歴史記述は、しばしば、自虐的な知識人による東京裁判史観などと称されてきた。しかし、アメリカの非をもって日本の非を正当化することはできない。戦争加害者であると同時に、戦争被害者であるという十字架を日本人は背負い続けねばならないのである。

Ⅲ 再建に向けて

再建に向けて体制の選択は被占領という決定的な枠組みの中に置かれていた。ここでは天皇制、経済体制、国際政治という三つの視点から戦後体制への選好を分析してみることにする。

一般に極めて現実主義的な見解が持たれたが、この中において唯一の例外が天皇(制)であった。

「先日常盤炭礦に於ける共産党演説中止のシンパー中佐の行為は真に我等日本人にとりて有難きものに御座升我等日本人は天皇様有りて始めて生活し得るものに候マッカーサー閣下の御努力に依り共産党の天皇制廃止の運動を弾圧されんことを懇願奉升」(10~11月, M. G氏)とあるように、天皇(制)は生活と同列に置かれていた。この国民的な反共心理を踏まえたうえで、次のような政治力学を説く者もいた。「共産運動者が跋扈スレバ必ズ我國ニ於テハソノ反動団体トシテ國粹主義団体ガ育成セラルナリ。共産主義者ト國粹主義者トノ鬭争ガ各所ニ展開セラル、場合ニハ國粹主義ノ運動ハ必ズヤ軍國化、フツアシヨ化スル恐レアリ。故ニ日本ヲ眞ニ平靜裡ニ民主化セントスルナラバ共産主義運動ハ単ナル理論又ハ言論ノ空論ニ止メ実践運動ヲ禁ズルナラバ國民ハ反動的ナル國粹運動ニ共鳴セ

ザルデアロウ。此点一寸理解セラレザルカモ知ラスガ御注意ヲ乞フ。今日ノ場合眞ノ民主主義運動ガ展開セラル、ダケナラ國民ハ國粹運動ニ参加シ又ハ同情スルモノハナイデアロー然シ共產運動ガ跋扈スレバ國粹運動ニ同情スル恐レ十分ニアリト思フ」(11月5日, A. T氏)。この投書からは極端なものを避け政治的中立を選好する日本人の姿が浮かび上がる。また「日本ヲ眞ニ平靜裡ニ民主化」とあるように、天皇制と政治的中立は復興というイデオロギーを正当化する要因であった。この一方で、戦後政治の新興諸勢力に対しては「戦争中何等信念なく戦争を傍觀し今になつて無産運動者なり。自由主義者なりと厚かましく名乗り出る徒輩彼等にもまた一端の責任がある筈であります」(10~11月, 匿名生)との批判がよく指摘された。殆どの日本人にとって政治的立場の特定化を、戦前からの一貫したものとして正当化することは困難であった。従って、特定の政治イデオロギーよりは中立が選好されたが、これは政治的無節操への転化を容易にするものでもあった。

一般に経済問題については、ただ窮乏を訴えるとか、助けを求めるといったものが多く、建設的な提案を見ることが少ない。恐らく、経済体制について平等の実現に共感を抱いた人は多いはずである。しかし、僅かに見いだされた経済対策についての提案を見ると、「國民ノ日常生活必需品ハ即刻ニ自由販賣ニシテ下サイ但シ、米、麦、ハ現在ノ通リトシテオイテ下サイ、其ノ他ノ物ハ、衣、食、任何物デモ自由販賣ニ即時指令ヲ出シテ下サイ、日本政府ニ、考ヘサシテオケバ何時ノ事ニナルカワカリマセンカラ閣下ハ直接、指令シテ下サイ」(10月27日, O. I氏)、「官営事業ハ全部民営ニ移スコト〈中略〉諸営業ハ届出ノミトシテ何ナ商業モ自由ニ早ク営業ノ出来得様」(10月26日, 帝國一庶民)とあるように経済自由化の志向が強いのである。これは「闇市」のような経済的不平等を生み出す原因が統制経済とそれを盾に「役得」にあずかる官僚にあるという考えが支配的だったためである。「少なきを憂えず、等しいからざるを憂える」とは戦前に盛んに言われたことである。ところが、“少なくても”しかも“等しくない”というのが、民衆の体験した統制経済の実態であった。このため「共産党は全體主義であり統制主義であるから、實は権力主義で、ミリタリズムに到達せずには已まない。そして貴族、官僚、財閥その他の舊勢力を統合して、デモクラシーの名の下に、全然デモクラシーに反対したものを造りあげるであらう」(12月19日, 匿名)と予測する人もいた。このように反官と反共の間で自由経済が選好されたのである。

最後に世界政治における日本占領の位置付けから戦後を展望する見解を紹介しよう。「日本を貴國の自治領として戴き対」との懇願書を書いたS. K氏は「親米聯盟」を結成した。その「宣言」によると聯盟結成の動機は「日本國民ガ米國ノデモクラシーニ基ク民主政治ノ新時代ヲ謳歌セザル以前ニ同胞相博チ相喰ム共產革命ノ惨忍ナル破壊作用ニ直面セントシツツアル現状ハ洵ニ深憂ニ堪エズ」ためであった。これを避けるには「米國ノデモクラシーニ基ク公正ナル政策ト旺盛ナル國力ニ俟タルベカラズ」とあり、そして次のような現実認識に至るのである。「國際聯合ノ世界安全保障機構ノ確立ヲ契機トシテ原子時代ノ世界ハ將ニ一ツニナルベキ歴史ノ必然的過程ヲ歩ミ」つつあり、「原子爆彈ヲ保有スル米國ノ軍事力ハ今後ノ世界平和ヲ維持スル安定勢力タルコトヲ我等ハ率直ニ認ムルナリ」(1946年1月1日)。戦後の国際政治は米ソ対立が主軸となり、この両者の対立の後に真の世界平和が到来す

るという見方は、敗戦後の日本人にしばしば見られた考えである。それにしても「原爆」を肯定的に位置付けるとは、戦災体験もこの人の世界最終戦争論的な歴史観を変えるには至らなかったのであろうか。このような優勝劣敗による「歴史」必然的過程の強調は、歴史展開を人間意志を越えた力の支配に委ねるものである。ここから責任の自覚は生まれない。

むすびにかえて

この小論に際し265通の書簡に目を通した。本論はその中から幾つかの傾向を抜粋し、再構成したに過ぎない。あれから約半世紀が経過した今日、これらの書簡が持つ意味を改めて問い直す必要があるだろう。当時の日本人が感じたこと、思ったこと、考えたことの一つ一つを積み上げ現代へと結び付けたというのが筆者の狙いであった。これらを忘却の彼方へしまい込むことが断絶や総決算などというのを安易に言わせるのである。確かに被占領と言い、食料難と言い日本人は状況に支配された中で選択肢を模索して来たといえる。しかし、五十近くの大人が何時までも自分の性格を幼児期の環境のせいに出来ようか？「与えられた民主主義」とか、自主憲法制定などと声高に叫ばれると、「日本人の精神年齢は十二才」というマッカーサーの言葉が思い出されてならない。「まず、汝自身を知れ」とは我々日本人にこそ当てはまる訓戒ではないか。半世紀がたったのである。もう半世紀もたったのである。我々は戦後民主主義に多に責任をもとうではないか。

注

- (1) 袖井林次郎氏が『拝啓マッカーサー元帥様』大月書店（1985）で示した計算は若干の訂正が必要である。先ず、翻訳通訳部隊（A T I S）の「一九四六年九月から一九五〇年末までに受けとった手紙の総数四一万一八一六通」という記録（前掲書15頁）がある。これに「最初の一年間は日本人がもっとも熱心にマッカーサーとGHQにあてて手紙を書いた時期と考えられるので、前期の総数に少なくとも一〇万通をプラス」とある。しかし、本文中にあるように1946年9月までの投書総数は民間情報教育局の調査から知ることが出来、これによるとその総数は10,433通であった。従って、1950年末までに受け取った投書総数は422,249通ということになる。民間情報教育局の投書調査は現在1947年10月までしか確認が出来ないが、これによれば46年11月以降は月平均1万通前後の投書があり、これから占領が終了するまでの約一年間の投書を約12万通とし、その総計を約54万通と推定することとした。
- (2) 『マッカーサーの二千年』中央公論（1974）で断片的に紹介。『思想の科学』（1983'8～84'7）に連載したものが『拝啓マッカーサー元帥様』にまとめられた。
- (3) 『マッカーサーへの手紙』図書出版社（1986）
- (4) 神田文人『昭和の歴史第八巻』、小学館（1983）、42頁。
- (5) 前掲『拝啓マッカーサー元帥様』、12頁。
- (6) Naikaku Shingishitsu(Cabinet Deliberation Room)(1946.447.2),CIE,GHQ/SCAP。
- (7) 投書の宛先は首相官邸であり、その所轄は総理府となる。しかし、総理府は1948年2月火災により全焼している。内閣文庫、国立公文書館、憲政記念館、憲政資料室でも所在を確認することはできなかった。
- (8) 裏田稔『占領軍の郵便検閲と郵趣』日本郵趣出版（1982）、24頁。
- (9) 民間情報教育局の調査によれば、①1945,11.15～12末に282通(週平均50)。②46,1.15までに118通(同59)。③2.15までに287通(同72)。④3.15までに801通(同200)。⑤4.15までに1,425通(同356)。⑥6.1ま

- で1,684通(同280)。⑦7.15までに1761通(同296)。⑧9.1までに4,075通(同679)。⑨10.15までに6,339通(同1057)。⑩11.30までに14,191通(同2,365)。⑪47.1.15までに12,217通(同2,036)。⑫2.28までに10,251通(同1,709)。⑬4.15までに41,820通(同6,970)。⑭5.30までに49,985通(同8,331)。⑮7.15までに34,939通(同5,823)⑯8.31までに18,035通(同3,005)。⑰10.15までに17,083通(同2,847)。
- (10) まず、1945,11.15～12.31(注10参)が287通。10月15日の毎日新聞にある「マ元帥への投書戦争犯罪人処罰、配給制度改訂等一ヶ月余りに三百通」とあることから占領開始から10月15日までの投書を300通。さらに10月15日から11月15日までの投書を約200通とすると、その総計は約800通となる。
- (11) 1947年10月の第6回国勢調査によると、総人口7810万。リテラシーを90パーセントとして算出した。
- (12) 引用した書簡の差出し人は原則として匿名扱いし、イニシャルのみを表記することにした。国民に対し責任を取るべき立場にある者、または明らかに偽名と分かるものについては差出名をそのまま表記した。
- (13) 例えば、日本世論調査研究所(『日本週報』第三号、部分的に読売新聞45'12.9)、3,348人中、天皇制支持3,174(94.8%)、否定164(5.2%)。なお、C I Eは世論調査機関、言論機関の活動を監督しており、日本側の主だった世論調査は全て掌握していた。従って、C I Eのファイルからは当時の世論調査の資料が多数確認できる。
- (14) 1945年までは復員の待望が投書行為にまだ結び付いていない。復員はアメリカが上陸用舟艇等を日本政府に貸与した1946年以降本格化する。これに伴いC I Eの投書分析ではNo.4(注10参)の報告から復員の項目が登場し、全体の10～20%を占めるようになる。そして、7月1日「尋ね人」の放送開始から激増し投書の大多数(八割以上)を占めるようになった。
- (15) 罷免は「内務大臣、内務省警保局長、警視総監、大阪府警察局長(其の他の各都市警察署長)、北海道庁警察部長、各府県警察部長(各都市)、北海道及各府県の特別高等警察課の全員、司法省保護監察審査会並に保護観察所の一切の官吏」。

(かわしま たかね)